

相談支援従事者現任研修受講のイメージ

相談支援従事者現任研修は、相談支援従事者初任者研修（5日課程）又は相談支援従事者初任者研修（1日課程）を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、修了する必要があります（1日課程については、障がい者ケアマネジメント従事者養成研修修了者に限ります）。

例えば、平成20年度に、相談支援従事者初任者研修（5日課程）又は相談支援従事者初任者研修（1日課程）（以下「初任者研修（5日課程）等」といいます。）を修了した方で、平成26年度から平成30年度までの間において、相談支援専門員として従事するためには、平成21年度から平成25年度までの間に相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。平成25年度までに現任研修を修了しなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければなりません。

平成20年度初任者研修修了者の例

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
例1	初任者研修修了	1年目	2年目	3年目	4年目	現任研修修了	6年目	7年目	8年目	9年目	現任研修修了	11年目
例2	初任者研修修了	1年目	2年目	現任研修修了	4年目	5年目	6年目	現任研修修了	8年目	9年目	10年目	11年目
例3	初任者研修修了	現任研修修了	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	現任研修修了	11年目